

## 会 議 録

会議の名称	那珂川町個人情報保護審査会
開催日時	平成29年5月25日（木）10時00分から10時30分まで
開催場所	那珂川町役場第2別館 大会議室
公開又は非公開の別	公開
非公開の理由 （非公開の場合のみ）	
出席者	(1) 委員 牟田会長、今泉副会長、磯辺委員、清永委員、菰田委員、高木委員 山崎委員 (2) 町 事務局：浅香係長、園田 説明者：弘田係長（都市計画課）
傍聴人数 （公開の場合のみ）	0人
議題及び審議の内容（下記のとおり）	
<p>議題</p> <p>(1) 個人情報の外部提供について</p> <p>①外部提供（都市計画課）</p> <p>説明者から、調書の概要について説明。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>&lt;事業の概要&gt;</p> <p>北部九州圏都市交通計画協議会（国土交通省九州地方整備局、福岡県、佐賀県、北九州市、福岡市）が主体となり、個人の1日の交通状況（日時、場所、目的、交通手段等）を把握するために郵送による「パーソントリップ調査」を実施する。調査の対象者は自治体の住民基本台帳から無作為抽出となるため、住民基本台帳データの提供が必要となることについて、那珂川町個人情報保護条例第5条第3項第4号の規定により本審査会の意見を聴くものである。</p> </div> <p>会 長 ： 委員から質問はないか。</p> <p>委 員 ： データの管理上でミスが有り、個人情報漏えいする等した場合、町としてどこに責任を求めるのか。</p> <p>説明者 ： 仮に管理上の問題があった場合、調査の主体が責任を負うものと考えている。</p> <p>委 員 ： 県が契約するコンサルタント業者及びその下請以下の会社に対し、個人情報保護の規定が適用される旨の特記仕様書を添付するとの記載があるため、責任の所在は県又は北部九州圏交通計画協議会（以下「協議会」という。）に求めるべきではないか。</p> <p>説明者 ： 町は調査の委託契約における当事者ではないため、はっきりとした契約体系は把握していないが、調査主体は協議会であるため、最終的な責任の所在は協議会に</p>	

あると考えている。

委員 : 調査は、その人が行った場所について住所を記載するようになっているが、その際番地までの詳細な情報の記載が求められる。そこまでの情報を提供したくないと思う人もいるのではないか。

説明者 : 今回実施するパーソントリップ調査自体が、「どのような人が」「どのような目的で」「どこからどこへ」「どのような交通手段で」移動したかを調査するものであり、より詳細なデータを集めるためにはやむを得ないと考える。

委員 : 調査対象者の抽出において、設定された抽出率が高いように思える。

説明者 : 抽出手順の中にあるとおり、「名簿抽出率」は町丁目、大字別の世帯数及び人口に対し、あらかじめ設定されているものである。

会長 : 調査において使用する「実態調査票」の記載について、例えば近所のスーパーマーケットへの買い物に行った場合でも記載をすることになるのか。

説明者 : スーパーマーケットへの買い物に行った場合でも、その買い物のための交通手段やどの道を通るのか等を把握することで、道路の形状に問題はないか、安全性は確保されているか等のデータを得ることが可能となる。

委員 : パersonトリップ調査で得られたデータは、様々な活用実績があると資料に記載されているが、どのようなものか。

説明者 : 代表的なものは資料に記載されているが、町が実施した調査ではないため詳細までは把握していない。

委員 : 抽出自体は町で行うのか。

説明者 : その通りである。住民基本台帳をベースに町で対象者の抽出を行い、そのデータをCD等の電子媒体で受渡する予定である。

会長 : 他に意見等ないか。それでは協議会が主体となり実施する「パーソントリップ調査」において、住民基本台帳マスターから抽出したデータを外部提供することについて、承認してよろしいか。

《委員全員了承》

会長 : 承認する。